



2022年9月2日

各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者 代表取締役社長 久保 統義
(東証グロース・コード番号 3782)
問合せ先 経営管理部部長 小野寺 光広
電話番号 052-955-5720
(URL <https://www.dds.co.jp/ja>)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を東海財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行い、その内容を開示しております。これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、本日「内部統制報告書の訂正報告書」を東海財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第23期(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

第24期(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

第25期(自平成31年1月1日至令和元年12月31日)

第26期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

第27期(自2021年1月1日至2021年12月31日)

2. 訂正の内容

- (1) 上記の内部統制報告書のうち3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

第23期

(訂正前)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日(平成29年12月31日)現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD (以下「MMT」という) に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役社長(以下「社長」という)が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION (以下「GSS」という)が、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めると

ともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。

当社は、当社の取引先であるA社の全株式を、社長が平成28年2月から保有しているにもかかわらず当該事実を隠蔽していたことが判明しました。当社によるA社の意思決定機関の支配の有無及び影響力について、検討を行い、A社は当社の連結子会社及び関連会社に該当しないことを確認しましたが、関連当事者に含めるべきであると判断しました。

さらに、A社に対して平成28年12月の売上計上取引について、最終作業の完了が平成29年1月になされているにもかかわらず、そのことを隠蔽し、売上の早期計上がおこなわれていることが認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、社長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、社長が自ら発案し、社長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び社長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成28年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。また、上記に関連して、C社からの受託開発案件について、平成28年12月期に売上を計上していますが、平成28年12月は中間検収で、最終検収が平成29年4月に行われたことが隠蔽されており、契約条件から早期に売上が計上されていることが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成28年12月にパートナー会社に対して販売した取引の一部について、平成29年1月以降に当社がパートナー会社に販売する顧客を紹介することを確約した取引やパートナー会社が利益を確保できるよう当社が補填を行うことを確約した取引があったことが判明しました。同取引は、平成29年1月以降も当社が販売についての追加の履行義務及び価格調整があるため、平成28年12月においては売上の要件を満たしておらず、早期に売上計上されたものと判断しました。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化

- (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
 5. 適切な売上計上のための運用強化
 6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(訂正後)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日（平成29年12月31日）現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役社長（以下「社長」という）が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）が、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。

当社は、当社の取引先であるA社の全株式を、社長が平成28年2月から保有しているにもかかわらず当該事実を隠蔽していたことが判明しました。当社によるA社の意思決定機関の支配の有無及び影響力について、検討を行い、A社は当社の連結子会社及び関連会社に該当しないことを確認しましたが、関連当事者に含めるべきであると判断しました。

さらに、A社に対して平成28年12月の売上計上取引について、最終作業の完了が平成29年1月になされているにもかかわらず、そのことを隠蔽し、売上の早期計上がおこなわれていることが認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、社長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、社長が自ら発案し、社長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び社長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成28年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。また、上記に関連して、C社からの受託開発案件について、平成28年12月期に売上を計上していますが、平成28年12月は中間検収で、最終検収が平成29年4月に行われたことが隠蔽されており、契約条件から早期に売上が計上されていることが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、

当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的

に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成 28 年 12 月にパートナー会社に対して販売した取引の一部について、平成 29 年 1 月以降に当社がパートナー会社に販売する顧客を紹介することを確約した取引やパートナー会社が利益を確保できるよう当社が補填を行うことを確約した取引があったことが判明しました。同取引は、平成 29 年 1 月以降も当社が販売についての追加の履行義務及び価格調整があるため、平成 28 年 12 月においては売上上の要件を満たしておらず、早期に売上計上されたものと判断しました。

また、令和 4 年 8 月 12 日に第 23 期（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）有価証券報告書の訂正報告書等を提出後、再訂正が必要と思われる誤りが複数存在することが判明しました。

当社は、上記の事象を生じさせた主要因について、提出期限までの時間が限られた中で作業をしてきたことと分析しており、具体的に以下の点と認識しております。

・提出期限が迫るなか、訂正有価証券報告書等に対するダブルチェック等、当社における正確性を担保する仕組みがないまま、その作成担当者による自己チェックのみによって印刷会社に提出する原稿を作成した。

当社が提出しました第 23 期（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）有価証券報告書の訂正有価証券報告書、同第 1 四半期報告書（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）、同第 2 四半期報告書（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）、同第 3 四半期報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）の訂正報告書の一部を訂正する必要が生じ、金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。今回の修正が発生した要因は、決算・財務報告プロセスの連結決算数値の検証体制・検証作業に不備があったと認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(訂正前)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日（平成30年12月31日）現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役社長（以下「社長」という）が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、社長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、当社の取引先であるA社の全株式を、社長が平成28年2月から保有しているにもかかわらず当該事実を隠蔽していたことが判明しました。当社によるA社の意思決定機関の支配の有無及び影響力について、検討を行い、A社は当社の連結子会社及び関連会社に該当しないことを確認しましたが、関連当事者に含めるべきであると判断しました。

さらに、A社に対して平成28年12月の売上計上取引について、最終作業の完了が平成29年1月になされているにもかかわらず、そのことを隠蔽し、売上の早期計上がおこなわれていることが認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、社長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、社長が自ら発案し、社長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び社長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成28年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成30年12月期から令和3年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見された。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、かかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び

全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(訂正後)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日（平成30年12月31日）現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役社長（以下「社長」という）が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、社長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、当社の取引先であるA社の全株式を、社長が平成28年2月から保有しているにもかかわらず当該事実を隠蔽していたことが判明しました。当社によるA社の意思決定機関の支配の有無及び影響力について、検討を行い、A社は当社の連結子会社及び関連会社に該当しないことを確認しましたが、関連当事者に含めるべきであると判断しました。

さらに、A社に対して平成28年12月の売上計上取引について、最終作業の完了が平成29年1月になされているにもかかわらず、そのことを隠蔽し、売上の早期計上がおこなわれていることが認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステク

ノロジー株式会社（以下「SST」という）取引について、社長が SST の代表取締役 B 氏との関係を利用して、社長が自ら発案し、社長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SST から当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SST の全株式は B 氏が保有しているものの、SST が本案件以外に事業を行っていないこと及び社長との関係等を鑑みれば、B 氏は当社に緊密な者に該当し、SST を当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成 28 年 12 月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の現実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C 社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社が C 社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成 30 年 12 月期から令和 3 年 12 月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見された。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、かかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行ない正しい時期での売上計上処理を行いました。

また、令和 4 年 8 月 12 日に第 24 期（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）有価証券報告書の訂正報告書等を提出後、再訂正が必要と思われる誤りが複数存在することが判明しました。

当社は、上記の事象を生じさせた主要因について、提出期限までの時間が限られた中で作業をしていたことと分析しており、具体的に以下の点と認識しております。

・提出期限が迫るなか、訂正有価証券報告書等に対するダブルチェック等、当社における正確性を担保する仕組みがないまま、その作成担当者による自己チェックのみによって印刷会社に提出する原稿を作成した。

当社が提出しました第 24 期（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）有価証券報告書の訂正有価証券報告書、同第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）、同第 2 四半期報告書（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）、同第 3 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）の訂正報告書の一部を訂正する必要が生じ、金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。今回の修正が発生した要因は、決算・財務報告プロセスの連結決算数値の検証体制・検証作業に不備があったと認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(25期)

(訂正前)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日（令和元年12月31日）現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役会長（以下「会長」という）が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、会長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、会長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、会長が自ら発案し、会長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び会長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成31年3月29日に、会長が平成30年2月に行った当社発行の新株予約権に係る権利行使時の源泉所得税及びその延滞税の立替を行いました。その後、平成31年8月9日付金銭消費貸借契約（返済期日：平成31年12月31日）を締結しましたが、返済期日に返済はなされませんでした。当社は、会長が保有する非上場株式等の会長の個人資産を売却することにより返済するという、会長の返済意思や返済能力を確認し、貸倒引当金の計上が必要であると判断していましたが、主要な返済原資となる非上場株式の価値を会長が偽って説明を行っていたこと及び当時から同非上場株式

以外に返済原資となるめぼしい資産を保有していないことが判明しました。このことから、平成31年3月に立替行った当時より、会長に返済の意思及び能力は無かったと判断されることから、貸倒引当金の計上を行う必要があると判断しました。

当社は、平成 28 年 12 月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成 30 年 12 月期から令和 3 年 12 月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見されました。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、かかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(訂正後)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日（令和元年 12 月 31 日）現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が平成 30 年 12 月に 442,000 千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役会長

(以下「会長」という)が、MMTの既存株主であったGUNSMITH & SONS CORPORATION(以下「GSS」という)の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、会長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社(以下「SST」という)取引について、会長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、会長が自ら発案し、会長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び会長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成31年3月29日に、会長が平成30年2月に行った当社発行の新株予約権に係る権利行使時の源泉所得税及びその延滞税の立替を行いました。その後、平成31年8月9日付金銭消費貸借契約(返済期日:平成31年12月31日)を締結しましたが、返済期日に返済はなされませんでした。当社は、会長が保有する非上場株式等の会長の個人資産を売却することにより返済するという、会長の返済意思や返済能力を確認し、貸倒引当金の計上が不要であると判断していましたが、主要な返済原資となる非上場株式の価値を会長が偽って説明を行っていたこと及び当時から同非上場株式以外に返済原資となるめばしい資産を保有していないことが判明しました。このことから、平成31年3月に立替を行った当時より、会長に返済の意思及び能力は無かったと判断されることから、貸倒引当金の計上を行う必要があると判断しました。

当社は、平成28年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成30年12月期から令和3年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見されました。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、かかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

また、令和4年8月12日に第25期(自平成31年1月1日至令和元年12月31日)有価証券報告書の訂正報告書等を提出後、再訂正が必要と思われる誤りが複数存在することが判明しました。

当社は、上記の事象を生じさせた主要因について、提出期限までの時間が限られた中で作業をしていたことと分析しており、具体的に以下の点と認識しております。

・提出期限が迫るなか、訂正有価証券報告書等に対するダブルチェック等、当社における正確性を担保する仕組みがないまま、その作成担当者による自己チェックのみによって印刷会社に提出する原稿を作成した。

当社が提出しました第25期(自平成31年1月1日至令和元年12月31日)有価証券報告

書の訂正有価証券報告書、同第1四半期報告書(自平成31年1月1日至平成31年3月31日)、同第2四半期報告書(自平成31年4月1日至令和元年6月30日)、同第3四半期報告書(自令和元年7月1日至令和元年9月30日)の訂正報告書の一部を訂正する必要が生じ、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。今回の修正が発生した要因は、決算・財務報告プロセスの連結決算数値の検証体制・検証作業に不備があったと認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(26期)
(訂正前)

記

(1) 当社は、内部統制の評価において経営管理部部門長が内部監査人を兼任することとなっております。そのため、自己レビュー防止の観点から、兼任部門に対する内部統制の評価の際には被監査部門とは別の人員を選定し独立性を担保しておりました。しかしながら、当年度において経営管理部の内部統制の評価にあたり適材人員の不足等から経営管理部部門長自身が評価を実施しておりました。その結果、内部監査人としてのモニタリング機能の著しい低下を招くこととなり、全社的な内部統制のうち独立的評価に内部統制の整備上の不備があるものと判断いたしました。当社は、当該事実の質的重要性を考慮した結果、上記の不備は財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

(2) 当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD (以下「MMT」という)に

対して、当社が2018年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役会長（以下「会長」という）が、MMTの既存株主であったGUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、会長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、2016年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、会長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、会長が自ら発案し、会長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び会長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、2019年3月29日に、会長が2018年2月に行った当社発行の新株予約権に係る権利行使時の源泉所得税及びその延滞税の立替を行いました。その後、2019年8月9日付金銭消費貸借契約（返済期日：2019年12月31日）を締結しましたが、返済期日に返済はなされませんでした。当社は、会長が保有する非上場株式等の会長の個人資産を売却することにより返済するという、会長の返済意思や返済能力を確認し、貸倒引当金の計上が不要であると判断していましたが、主要な返済原資となる非上場株式の価値を会長が偽って説明を行っていたこと及び当時から同非上場株式以外に返済原資となるめばしい資産を保有していないことが判明しました。このことから、2019年3月に立替行った当時より、会長に返済の意思及び能力は無かったと判断されることから、貸倒引当金の計上を行う必要があると判断しました。

当社は、当社の連結子会社であるDDS KOREA, INC.（以下「韓国DDS」という）が、2020年6月に（10億ウォン）同9月に（4億ウォンの税抜合計14億ウォン）を計上した売上について、約定の支払期日に売掛金の回収がなされませんでした。当社は、今後の回収予定について、担当取締役や韓国子会社社長を通じて、相手先に説明を求めましたが、明確な回答がありませんでした。また、当該売上に関する追加の質問に対する明確な回答もないことから、本取引は、当初から当社取締役及び韓国子会社社長並びに外部関係者が結託した架空の売上の可能性が高いと判断しました。そのため、2020年6月及び9月に計上された売上及び対応する外注費の取消が必要と判断しました。

当社は、2016年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、2018年12月期から2021年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見されました。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、作業にとりかかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び

全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお上記（１）に関して、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、当社内における適材人員の不足により適時に内部統制の評価体制を構築できなかったことによるものです。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備につき是正措置を策定し推進いたします。

- ①当社内部の組織として内部監査室の新設
- ②専任の内部監査室長を外部より登用
- ③新たに就任する内部監査室長のもと、独立的評価機能の回復

また、上記（２）に関して、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- １． 予算策定の精緻化
- ２． 企業風土の改革
- ３． コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - （１）役員に対するトレーニング機会の提供
 - （２）会計リテラシーの向上
 - （３）管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - （４）内部監査体制の強
- ４． 与信管理の厳格化
- ５． 適切な売上計上のための運用強化
- ６． 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

（訂正後）

記

（１）当社は、内部統制の評価において経営管理部部門長が内部監査人を兼任することとなっております。そのため、自己レビュー防止の観点から、兼任部門に対する内部統制の評価の際には被監査部門とは別の人員を選定し独立性を担保しておりました。しかしながら、当年度において経営管理部の内部統制の評価にあたり適材人員の不足等から経営管理部部門長自身が評価を実施しておりました。その結果、内部監査人としてのモニタリング機能の著しい低下を招くこととなり、全社的な内部統制のうち独立的評価に内部統制の整備上の不備があるものと判断いたしました。当社は、当該事実の質的重要性を考慮した結果、上記の不備は財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

（２）当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が 2018 年 12 月に 442,000 千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役会長（以下「会長」という）が、MMT の既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMT を当社の関連当事者に含めるとともに、当社が MMT の意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMT を連結子会社と

する必要があると判断しました。さらに、本取引については、会長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先である MMT をその株主である GSS を通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMT と共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、2016 年 12 月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、会長が SST の代表取締役 B 氏との関係を利用して、会長が自ら発案し、会長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SST から当社に発注されたものであることが判明しました。さらに、SST の全株式は B 氏が保有しているものの、SST が本案件以外に事業を行っていないこと及び会長との関係等を鑑みれば、B 氏は当社に緊密な者に該当し、SST を当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、2019 年 3 月 29 日に、会長が 2018 年 2 月に行った当社発行の新株予約権に係る権利行使時の源泉所得税及びその延滞税の立替を行いました。その後、2019 年 8 月 9 日付金銭消費貸借契約（返済期日：2019 年 12 月 31 日）を締結しましたが、返済期日に返済はなされませんでした。当社は、会長が保有する非上場株式等の会長の個人資産を売却することにより返済するという、会長の返済意思や返済能力を確認し、貸倒引当金の計上が不要であると判断していましたが、主要な返済原資となる非上場株式の価値を会長が偽って説明を行っていたこと及び当時から同非上場株式以外に返済原資となるめぼしい資産を保有していないことが判明しました。このことから、2019 年 3 月に立替行った当時より、会長に返済の意思及び能力は無かったと判断されることから、貸倒引当金の計上を行う必要があると判断しました。

当社は、当社の連結子会社である DDS KOREA, INC.（以下「韓国 DDS」という）が、2020 年 6 月に（10 億ウォン）同 9 月に（4 億ウォンの税抜合計 14 億ウォン）を計上した売上について、約定の支払期日に売掛金の回収がなされませんでした。当社は、今後の回収予定について、担当取締役や韓国子会社社長を通じて、相手先に説明を求めましたが、明確な回答がありませんでした。また、当該売上に関する追加の質問に対する明確な回答もないことから、本取引は、当初から当社取締役及び韓国子会社社長並びに外部関係者が結託した架空の売上の可能性が高いと判断しました。そのため、2020 年 6 月及び 9 月に計上された売上及び対応する外注費の取消が必要と判断しました。

当社は、2016 年 12 月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C 社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社が C 社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、2018 年 12 月期から 2021 年 12 月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見されました。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、作業にとりかかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

また、2022 年 8 月 12 日に第 26 期（自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日）有価証券報告書の訂正報告書等を提出後、再訂正が必要と思われる誤りが複数存在することが判明しました。

当社は、上記の事象を生じさせた主要因について、提出期限までの時間が限られた中で作業をしていたことと分析しており、具体的に以下の点と認識しております。

・提出期限が迫るなか、訂正有価証券報告書等に対するダブルチェック等、当社における正確性を担保する仕組みがないまま、その作成担当者による自己チェックのみによって印刷会社に提出する原稿を作成した。

当社が提出しました第26期（自2020年1月1日至2020年12月31日）有価証券報告書の訂正有価証券報告書、同第1四半期報告書（自2020年1月1日至2020年3月31日）、同第2四半期報告書（自2020年4月1日至2020年6月30日）、同第3四半期報告書（自2020年7月1日至2020年9月30日）の訂正報告書の一部を訂正する必要が生じ、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。今回の修正が発生した要因は、決算・財務報告プロセスの連結決算数値の検証体制・検証作業に不備があったと認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお上記（1）に関して、当事業年度末日までには是正されなかった理由は、当社内における適材人員の不足により適時に内部統制の評価体制を構築できなかったことによるものです。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備につき是正措置を策定し推進いたします。

- ①当社内部の組織として内部監査室の新設
- ②専任の内部監査室長を外部より登用
- ③新たに就任する内部監査室長のもと、独立的評価機能の回復

また、上記（2）に関して、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までには是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - （1）役員に対するトレーニング機会の提供
 - （2）会計リテラシーの向上
 - （3）管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - （4）内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

（第27期）

(訂正前)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日(2021年12月31日)現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないとして判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD (以下「MMT」という)に対して、当社が2018年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役会長(以下「会長」という)が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION (以下「GSS」という)の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配しているとして判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、会長及び一部の経営者の主導により売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、2016年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社(以下「SST」という)取引について、会長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、会長が自ら発案し、会長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び会長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、2019年3月29日に、会長が2018年2月に行った当社発行の新株予約権に係る権利行使時の源泉所得税及びその延滞税の立替を行いました。その後、2019年8月9日付金銭消費貸借契約(返済期日:2019年12月31日)を締結しましたが、返済期日に返済はなされませんでした。当社は、会長が保有する非上場株式等の会長の個人資産を売却することにより返済するという、会長の返済意思や返済能力を確認し、貸倒引当金の計上が不要であると判断していましたが、主要な返済原資となる非上場株式の価値を会長が偽って説明を行っていたこと及び当時から同非上場株式以外に返済原資となるめぼしい資産を保有していないことが判明しました。このことから、2019年3月に立替を行った当時より、会長に返済の意思及び能力は無かったと判断されることから、貸倒引当金の計上を行う必要があると判断しました。

当社は、当社の連結子会社である DDS KOREA, INC. (以下「韓国 DDS」という)が、2020年6月に(10億ウォン)同9月に(4億ウォンの税抜合計14億ウォン)を計上した売上について、約定の支払期日に売掛金の回収がなされませんでした。当社は、今後の回収予定について、担当取締役や韓国子会社社長を通じて、相手先に説明を求めましたが、明確な回答がありませんでした。また、当該売上に関する追加の質問に対する明確な回答もないことから、本取引は、当初から当社取締役及び韓国子会社社長並びに外部関係者が結託した架空の売上の可能性が高いと判断しました。そのため、2020年6月及び9月に計上された売上及び対応する外注費の取消が必要と判断しました。

当社は、2016年12月にソフトウェアに計上したマガタムプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていま

せんでした。

当社は、2018年12月期から2021年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見された。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、作業にとりかかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上

(訂正後)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日(2021年12月31日)現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社 MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD (以下「MMT」という) に対して、当社が2018年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役会長(以下「会長」という)が、MMTの既存株主であった GUNSMITH & SONS CORPORATION (以下「GSS」という)の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、会長及び一部の経営者の主導により売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を

利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMT と共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、2016年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限会社（以下「SST」という）取引について、会長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、会長が自ら発案し、会長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。

さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び会長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、2019年3月29日に、会長が2018年2月に行った当社発行の新株予約権に係る権利行使時の源泉所得税及びその延滞税の立替を行いました。その後、2019年8月9日付金銭消費貸借契約（返済期日：2019年12月31日）を締結しましたが、返済期日に返済はなされませんでした。当社は、会長が保有する非上場株式等の会長の個人資産を売却することにより返済するという、会長の返済意思や返済能力を確認し、貸倒引当金の計上が不要であると判断していましたが、主要な返済原資となる非上場株式の価値を会長が偽って説明を行っていたこと及び当時から同非上場株式以外に返済原資となるめばしい資産を保有していないことが判明しました。このことから、2019年3月に立替行った当時より、会長に返済の意思及び能力は無かったと判断されることから、貸倒引当金の計上を行う必要があると判断しました。

当社は、当社の連結子会社であるDDS KOREA, INC.（以下「韓国DDS」という）が、2020年6月に（10億ウォン）同9月に（4億ウォンの税抜合計14億ウォン）を計上した売上について、約定の支払期日に売掛金の回収がなされませんでした。当社は、今後の回収予定について、担当取締役や韓国子会社社長を通じて、相手先に説明を求めましたが、明確な回答がありませんでした。また、当該売上に関する追加の質問に対する明確な回答もないことから、本取引は、当初から当社取締役及び韓国子会社社長並びに外部関係者が結託した架空の売上の可能性が高いと判断しました。そのため、2020年6月及び9月に計上された売上及び対応する外注費の取消が必要と判断しました。

当社は、2016年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっていますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、2018年12月期から2021年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見された。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、作業にとりかかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

また、2022年8月12日に第27期（自2021年1月1日至2021年12月31日）有価証券報告書の訂正報告書等を提出後、再訂正が必要と思われる誤りが複数存在することが判明しました。

当社は、上記の事象を生じさせた主要因について、提出期限までの時間が限られた中で作業をしていたことと分析しており、具体的に以下の点と認識しております。

・提出期限が迫るなか、訂正有価証券報告書等に対するダブルチェック等、当社における正確性を

担保する仕組みがないまま、その作成担当者による自己チェックのみによって印刷会社に提出する原稿を作成した。

当社が提出しました第27期（自2021年1月1日至2021年12月31日）有価証券報告書の訂正有価証券報告書、同第1四半期報告書（自2021年1月1日至2021年3月31日）、同第2四半期報告書（自2021年4月1日至2021年6月30日）、同第3四半期報告書（自2021年7月1日至2021年9月30日）の訂正報告書の一部を訂正する必要が生じ、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。今回の修正が発生した要因は、決算・財務報告プロセスの連結決算数値の検証体制・検証作業に不備があったと認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上